

厚岸町条例第10号

厚岸町公共下水道条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

厚岸町長



厚岸町公共下水道条例等の一部を改正する条例

(厚岸町公共下水道条例の一部改正)

第1条 厚岸町公共下水道条例（平成8年厚岸町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下次項において同じ。）の指定を受けた者に設計及び工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条第2項中「指定工事店」の次に「又は他の市町村長の指定を受けた者」を加え、「第5条」を「前条」に改める。

(厚岸町水道事業給水条例の一部改正)

第2条 厚岸町水道事業給水条例（平成10年厚岸町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「又は、管理者」を「又は管理者」に改め、「規定により」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を

含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者(次項においてこれらの者を「他の市町村長等」と総称する。)が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加える。

(厚岸町農業用水道給水条例の一部改正)

第3条 厚岸町農業用水道給水条例(平成10年厚岸町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「又は、町長」を「又は町長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者(次項においてこれらの者を「他の市町村長等」と総称する。)が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。